



木蓮

ジェイシス税理士法人

〒543-0001
大阪市天王寺区上本町
8-9-23 JKPLACEビル2F
TEL 06 (6770) 1801
FAX 06 (6770) 1811
<http://www.jcss-tax.com/>

3月

(弥生) MARCH

21日・春分の日

日	1	15	29
月	2	16	30
火	3	17	31
水	4	18	
木	5	19	
金	6	20	
土	7	21	
日	8	22	
月	9	23	
火	10	24	
水	11	25	
木	12	26	
金	13	27	
土	14	28	

3月の税務と労務

国 税/平成26年分所得税の確定申告 2月16日～3月16日	国 税/1月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 3月31日
国 税/個人の青色申告の承認申請 3月16日	国 税/7月決算法人の中間申告 3月31日
国 税/贈与税の申告 2月1日(窓口受付は2日)～3月16日	国 税/4月、7月、10月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合) 3月31日
国 税/2月分源泉所得税の納付 3月10日	地方税/個人の都道府県民税、市町村民税、事業税(事業所税)の申告 3月16日
国 税/個人事業者の26年分消費税の確定申告 3月31日	

ワンポイント 発信主義と信書便の送付

国税関係書類の提出期限の原則は到達主義ですが、郵便や信書便で提出された確定申告書などの納税申告書は通信日付印の日付が提出日とみなされる発信主義が適用されます。ただし、封書やレターパックと異なり、ゆうパックやゆうメールでは信書便を送れませんので注意が必要です。

コンセッション

コンセッションとは

地方公共団体などの公的機関では、高速道路や上下水道などの公共施設の運営を民間事業者任せにすることができます。この場合、公的機関が公共施設の所有者のまま、民間事業者は公共施設を運営する権利（公共施設等運営権）を買い取る制度を「コンセッション」といいます。

民間事業者は、公共施設の利用者から施設の利用料金を受け取り、運営にかかる費用を賄います。民間事業者はある程度自由に経営を行うことができ、利用者の増加や経営の効率化などによって収益性を高めることもできます。

発注者のメリット

コンセッション方式を採用すると、発注者である公的機関は民間事業者に対して公共施設の「運営権」を売却します。公的機関は、売却して得た収入を既存の債務を弁済する原資に充てることができます。

債務弁済の原資に充てるだけであれば、「運営権」ではなく公共施設そのものを売却することも可能です。しかし公共施設を売却した後、購入者である民間事業者が公共施設の運営をやめてしまったり公共施設を廃棄してしまったりすること

も考えられます。公的機関は、公共施設の所有権を残したまま運営権のみを民間事業者に売却することで、もし民間事業者がその施設の運営に失敗しても運営権を別の民間事業者に移転させるか公的機関が買い戻すかによって、その施設の運営を維持することができます。

さらには、運営権の売却収入を公共施設の建設費に充てることができるメリットや、民間事業者が利益を上げることによって納税額が増えるメリットがあります。

民間事業者のメリット

従来、公共施設を運営する場合、利用料収入は所有者である公的機関が回収し、民間事業者は一部の業務しか受けることができませんでした。また民間事業者は公的機関の所有物である公共施設を担保に資金調達することもできませんでした。

コンセッションは、民間事業者が利用料収入を得て、運営を継続していきます。その公共施設についての大規模な修繕や設備の更新といった資本投下についても民間事業者が判断できるようになります。また、公共施設から「運営権」を切り離して民間事業者に売却することで、この運営権を担保に資金調達をすることが可能になります。

利用者のメリット

公共施設の利用者にとっても、民間事業者が運営を行うことによって、より良いサービスの提供を適正な料金で受けられるというメリットがあります。

外国の例

あるコンサルティング会社の調査によると、アメリカやフランス、イギリスなどの国でコンセッションが採用されています。

アメリカでは、州ごとにコンセッションの対象となる公共施設を定めています。主に公共交通関連施設に、コンセッションを採用している州は多いようです。

フランスは、16世紀中頃から民間主導によるインフラ整備が行われており、19世紀には多くの公共サービスがコンセッション方式によって提供されているなどコンセッションについて長い歴史を持つことで知られています。対象となる施設は幅広く、有料道路や空港、鉄道や水道などの分野で用いられています。1991年には、コンセッション方式を適用する場合には、公募手続きなどになることが法律で決められました。それまでは随意契約で事業者を調達していたため、汚職や談合が横行していたことが背景にあるようです。

障害のある人々が、日頃職場などで培った技能を競う、「全国障害者技能競技大会」があります。アビリンピックは、「アビリティ(能力)」と「オリンピック」からできた造語です。

アビリンピックは、障害者の職業能力の向上と、障害者に対する理解と認識を企業や社会に深めてもらうことで雇用の促進につなげることを目的に開催されました。

第1回大会は、昭和47年(1972年)11月に当時の雇用促進事業団中央技能開発センター(現在のポリテクセンター千葉)で開催されました。その後、ほぼ毎年アビリンピックは開催されています。開催地については、平成13年の第25回大会までは千葉県で開催されていましたが、第26回大会以降は全国の企業や一般市民に障害者の職業能力についての理解と関心を深めてもらうために、各地方都市で開催するようになりました。

実施される職種数は毎回異なりますが、だいたい15から20種くらい実施されています。ここ最近5年くらいは、実施される職種数が増えています。また、参加する選手の数も、第1回大会では130名強でしたが、徐々に増えてきており、ここ数年は300名弱の人が参加しています。

アビリンピックの国際的な大会は、国連で定められた「国際障害者年」である1981年に開催されました。第1回大会は東京で開催され、56の国と地域から841名の参加者が集まりました。日本からは121名の選手が競技を行い、金賞11名・銀賞12名・銅賞8名の計31名が入賞しました。

その後もだいたい4年ごとに、香港やオーストラリア、インドなど各地で、合計8回開催されました。次回は2016年3月にフランスのボルドーで開催される予定です。競技は、職業技能競技45種目と生活余暇技能競技7種目が行われます。

職業技能競技には、建築CADや歯科技工など日本のアビリンピックでも実施される種目もあれば、航空機整備や造園などのように日本では実施されない種目もあります。2016年大会に日本の選手は、14種目の競技に派遣される予定です。

一方の生活余暇技能競技

障害者雇用促進法は、障害者の雇用や在宅就労を促進し、職業リハビリテーションの実施などによって障害者の職業の安定を図ることを目的に、1960年に制定されました。当初は身体障害者が対象でしたが、1987年には知的障害者にも対象者が拡がりました。

事業主は2.0%～2.3%相当の人数の身体障害者や知的障害者を雇用する義務があります。この雇用率を達成していない事業主は、不足人数1人につき5万円の納付金が徴収されます。逆に、障害者の雇用率を達成している事業主は、超過人数1人につき2.7万円の雇用調整金が支給されます。この規定は常勤労働者が200人を超える事業主に限られていましたが、本年4月からは常勤労働者が100人を超える事業主に対象が拡大されます。常勤労働者が200人(平成27年4月からは100人)以下の事業主については、納付金制度はありませんが、一定の報奨金制度があります。

この他にも、在宅就業障害者に仕事を発注する事業主に対する報奨金などの制度や、障害者を雇い入れるための施設の設置や介助者の配置などにも助成金が支給されます。

フレイル

年齢に伴って筋力や心身の活力が低下した状態を、「フレイル」といいます。日本では具体的な判断基準がありませんが、アメリカで採用されているチェック方法によると、①体重の減少、②疲れやすくなった、③筋力の低下、④歩くのが遅くなった、⑤身体活動性の低下のうち3つ以上に当てはまると、フレイルの疑いがあります。

フレイルは、英語で虚弱や弱さを意味する「frailty (フレイルティー)」から出来た言葉で、欧米では20年ほど前から医療現場で使われています。日本老年医学会でも、「高齢者の多くは、フレイルの段階を経て要介護状態になるので、早期発見をして対処することが必要だ」という声明文を出しました。

フレイルを予防するには、タンパク質やビタミン・ミネラルを含む食事と、ストレッチやウォーキングなどの運動が大切です。

周りの人や医療機関による身体活動量や認知機能を定期的にチェックすることも有効です。また、高齢者は肺炎にかかって体力が急激に落ちるというリスクが高いといわれていますので、予防のためにインフルエンザや肺炎球菌のワクチン接種をすることも必要でしょう。高齢者が一度病気にかかり入院することは、体力低下につながりやすいので、入院や手術の後は栄養補給やリハビリといった適切なケアをすることも予防になります。さらには、複数の病院から数種類の薬を処方されている人は、睡眠作用のある薬が重なるなどによって活動量が低下する場合もあるので、注意が必要です。

日本では、フレイル状態にある人がおよそ300万人いると推計されています。また、20代の若い女性で骨密度の低い骨粗しょう症予備軍の人が増えており、将来フレイルになりやすいという指摘もあります。要介護状態につながるフレイルの人数を増やさないため、予防と対策が必要です。

自撮り棒(じゅぱりぼう)

自撮り棒とは、自分撮り用の棒のこをいいます。伸縮する棒の先にカメラを取り付けて、手元の部分に搭載されているワイヤレスのシャッターで撮影する仕組みです。カメラで自分の撮影する場合、普通は腕の長さの分だけしかカメラを離すことができません。自撮り棒を使用すると、棒の長さの分だけカメラを離して撮影することができ

るようになるため、顔が大きく映らないことや、後ろの景色を映すことができるといったメリットがあります。また、高いアングルや低いアングルでの撮影ができることも魅力です。自撮り棒発祥地の韓国では、自撮り棒は通信機器に分類されるため、市販前に機器が放出する電磁波の検査を行い、認定されていないものが販売されることのないよう、規制を強化しました。

ご当地ナンバー

昨年11月、新たに全国10か所の地域で、自動車の「ご当地ナンバー」が導入されました。

自動車登録番号標いわゆるナンバープレートは、①自動車検査登録事務所を表示する文字、②自動車の種類や用途による分類番号、③事業用かどうかの別などを表示する文字、④一連指定番号の4つの要素から成り立っています。

ご当地ナンバーは、ナンバープレートに表示する地名について、新規の自動車検査登録事務所の設置によらずに、独自の地名を定められるようにしたものです。どの地域でも導入できるものではなく、一定の基準を満たした地域でのみご当地ナンバーを導入することができます。

2006年に17地域で運用が開始されたご当地ナンバーですが、その後2地域で導入後、新たに10地域で導入され、現在は29(山梨と沼津の「富士山」は1つとして計算)のご当地ナンバーが運用されています。